

令和 8 年 8 月 5 日

令和 8 年度「介護テクノロジー定着支援事業費補助金」
事業者向け説明会 資料

昨年度からの変更点

1 対象者

→変更なし（詳細は要綱記載）

2 対象機器

(1)主たる種類の機器

「福祉用具情報システム（TAIS）」に掲載された機器の内、「介護テクノロジー」として選定された機器等を導入する際の経費を対象とする。

→変更なし

(2)その他機器（県の判断で対象とする機器）

令和 7 年度：インカム

令和 8 年度：インカム、バックオフィスソフト

3 基準額（上限額）

(1)介護テクノロジー等の導入支援【ソフト以外（ロボット）】

基準額	令和 7 年度	令和 8 年度
100 万円	移乗支援、入浴支援、その他機器	移乗支援、入浴支援、インカム
30 万円	上記以外	上記以外

(2)介護ソフトを導入する場合

介護ソフトの導入と同時に、介護ソフト定着促進支援を行う（情報端末の購入や Wi-Fi 環境整備等を行う）場合は、基準額に+15 万円※する。

※例

- ・介護テクノロジー等の導入支援（ソフト）：基準額 250 万円→ 265 万円
- ・介護テクノロジー等のパッケージ型導入支援：基準額 1,000 万円→1,015 万円

(3)導入支援と一体的に行う業務改善支援

- ・基準額 45 万円 → 48 万円

4 補助要件

別途説明資料に詳細記載

5 事業完了日の明確化、提出期限の厳格化

年度内に事業完了がされない事例や、期限が過ぎても書類が提出されない事例が多く発生したため、事業完了日及び、期限日以降に提出された書類の取扱いについて以下のとおりとする。

(1)事業完了日：

原則、納品（工事完了）が完了した日

※介護ソフトのライセンスや、テクノロジーのリース契約等、支払金額が補助対象となる場合は、支払いが完了した時点で事業完了日となる（国 Q & A 参照）。

(2)期限日以降の提出：

原則として受付をしない。やむをえず提出が遅延する場合は、提出期限日より前に電話とメールにて担当まで相談し、受付けの可否を協議する。

6 概算払い日の前倒し

令和 7 年度事業では、概算払いの書類提出を 2/20 期限としていたが、申請受付日の前倒しに伴い、提出期限も前倒しとし 1/15 を期限とする（詳細は別紙参照）。

7 初めて申請される場合

初めて当該補助金の申請をされる場合や、申請内容に不安がある場合には、以下の問い合わせ先にて個別に相談を受付けます。

【介護生産性向上総合相談センター問合せ先】

委託先：静岡県介護生産性向上コンソーシアム

（代表事業者 株式会社東海道シグマ）

電 話：0120-413-504

メール：seisansei@sigma-jp.co.jp